

安心のための助け合い！国民健康保険②

国民健康保険（国保）制度は、被保険者一人ひとりの相互扶助の考え方によって成り立っています。そして、加入者（被保険者）の皆さんが納める国保税は、安心して医療を受けるための大切な財源となります。シリーズ2回目の今回は、「国保税」についてお知らせします。

◎国保税は世帯主に課税

国保税は、世帯主に課税され、その家族の中で国保に加入している人の所得や固定資産税額を基礎として計算します。

また、世帯主が職場の健康保険に加入していても、家族の方が国保に加入していれば擬制世帯として扱い、国保に加入していない世帯主あてに納税通知書を送付します。ただし、この場合、世帯主の所得や固定資産税額は、国保税の課税対象にはなりません。

※擬制世帯主の場合、国保世帯主の変更が可能です。

国保税を納める義務は世帯主にありますが、世帯主が国保の加入者でない場合、一定の要件を満たす被保険者であれば、国保上の世帯主として変更できます。

◎国保税は月割で計算

国保税は、毎年4月1日現在の国保加入者の状況をもとに計算します。4月2日以降に国保に加入したり、国保を脱退した場合の国保税は、加入している期間に応じて月割で計算されます。

国保に加入したとき

加入したその月からの期間

国保を脱退したとき

脱退した月の前月までの期間

※国民健康保険税額は、所得割・資産割・平等割・均等割の4方式により算出
所得割とは：前年度の所得に対し

税の計算例

4人世帯、前年度の所得200万円、固定資産税額10万円の場合

- 所得割 200万円×8.4% = 168,000円…①
- 資産割 10万円×23% = 23,000円…②
- 平等割 19,000円…③
- 均等割 4人×19,000円 = 76,000円…④

①+②+③+④ = 286,000円…(A) が医療分の年税額となります。

さらに、介護納付金を納めなければならない方が2人いれば、
所得割 200万円×1.1% = 22,000円…⑤
均等割 5,000円×2人 = 10,000円…⑥
⑤+⑥ = 32,000円…(B) が介護分の年税額となります。

(A) + (B) = 318,000円が国民健康保険税の年税額となり、10期の納期に分けて、6月から翌年の3月まで毎月納付していただくこととなります。

て税率8.4パーセントを掛けた金額です。世帯主以外に、被保険者で所得があればすべて合算します。
資産割とは：固定資産税額に対して税率23パーセントを掛けた金額です。

平等割とは：一世帯に対して1万9000円となります。

均等割とは：被保険者の人数に1万9000円を掛けた金額です。

◎介護保険料は国保税に上乗せ

平成12年度から、介護保険の第2号被保険者（40歳から64歳まで）に、介護保険料に相当する額（介護納付金）を国保税に上乗せして課税しています。

※介護納付金は、所得割・均等割の2方式により算出
所得割とは：前年度の所得に対して税率1.1パーセントを掛けた金額です。

均等割とは：第2号被保険者（40歳から64歳まで）の人数に5000円を掛けた金額です。

★国保税を滞納すると、資格証明書の交付対象に
国保税を納めないでいると、国民健康保険証に替えて資格証明書が交付されることとなります。資格証明書は、国保の被保険者の資格を証明するだけのものです。医療機関で診察や治療を受けるときは、全額自己負担となります。

- ☎ 国保年金課
- ☎ 資格関係 ↓ 資格得喪係
- ☎ 8288・市役所④番窓口
- ☎ 保険給付関係 ↓ 保険給付係
- ☎ 214・市役所⑤番窓口
- ☎ 国保税関係 ↓ 賦課徴収係
- ☎ 8335・市役所⑥番窓口

市町村合併を考えるQ&A

日常生活圏の拡大、少子高齢化の進行、地方分権の進展、厳しい財政状況などに対応するため、全国や県内ではもちろん、八潮市や近隣市間でも合併についての調査や研究をしています。

そこで、市民の皆さんにも合併について考えていただくため、シリーズで情報提供していきます。



Q1 合併すると、今まであった役所の庁舎はむだになるのですか？

A 市が合併すると、新しい市の庁舎の位置を一つ定めることとなりますが、最近では新しい庁舎を造るよりも、今までの庁舎を利用するところが一般的です。また、庁舎を一つにまとめ、組織ごとに振り分けて、今まであった複数の庁舎を分

庁舎体制で利用するところもありませんし、大きな市町村と小さな市町村が合併した場合ですと、小さな市町村の庁舎を総合出先機関、つまり総合支所という形で使うところもあります。さらに、旧庁舎を、他の目的の公共施設として転用することも考えられます。

Q2 合併すると議員さんの数はどうなりますか？

A 地方自治法上の定数の定め方は、人口が増えれば増えるほど多くなるのではなく、人口により最大数が決められているため、合併して規模が大きくなると議員の数は減ることになります。例えば、現在の5市1町（章加・越谷・八潮・三郷・吉

川・松伏）の議員定数の合計は162人ですが、合併して人口80万人を超える市となった場合の定数は56人となります。これを5市1町に占める八潮市の面積割合により八潮市の選出議員数を考えた場合は5.5人となり、現在の定数26人に対して20人ほど減ることになります。また、人口の割合から考えた場合は5.1人となります。ただし、合併特例法の期限内（平成17年3月末）に合併した場合は、特例によって一定期間、今までの議員がそのまま合併後の新市の議員として残ることも可能ですので、いきなり減るとは限りません。

生涯学習まちづくり推進課 ☎ 3228

7月1日から八条・古新田郵便局で各種証明書の交付開始

市では、7月1日から八条および古新田郵便局の2カ所の窓口で、住民票などの各種証明書の交付が受けられるようになります。

交付取扱時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで
※ただし、祝日および12月29日から1月3日までの期間は、取り扱いません。

申請の際持参するもの

本人であることが確認できるもの（運転免許証・パスポート・外国人登録証明書・保険証など）
※ただし、委任状による代理人の請求はできません。

交付場所

- ① 八条郵便局（八条2728番地）
- ② 古新田郵便局（古新田931番地8）
- ☎ 市民課 ☎ 426

◆郵便局の窓口で交付できる各種証明書◆

証明書	交付手数料(1通)
戸籍謄本・抄本 (戸籍に記載されている方に限ります。)	450円
外国人登録原票記載事項証明書	200円
住民票の写し (本人または本人と同一世帯に属する方に限ります。)	200円
住民票記載事項証明書 (本人または本人と同一世帯に属する方に限ります。ただし、本人が持参した記載事項証明書に対する証明は除きます。)	200円
戸籍の附票の写し (戸籍の附票に記載されている方に限ります。)	200円
印鑑登録証明書 (印鑑登録原票に記載されている方に限ります。)	200円

